

いては、前項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

(削除)

は、前項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

5}

平成二十三年度における特別会計に関する法律の規定の適用については、第三項の規定によるほか

次表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

	第百十三 条第一 項	並びに 昭和六 十年国 民年金 等改正 法	昭和六十 年国民 年金等 改正法
同()	同()	並びに 平成十六 年国民 年金等 改正法 附則第十 四条の三 前段(年金 給付遅延 加算金支 給法第七 条第一項 において 適用する 場合を含む。	同()

いては、前項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)

(新規)

は、前項の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(表略)